
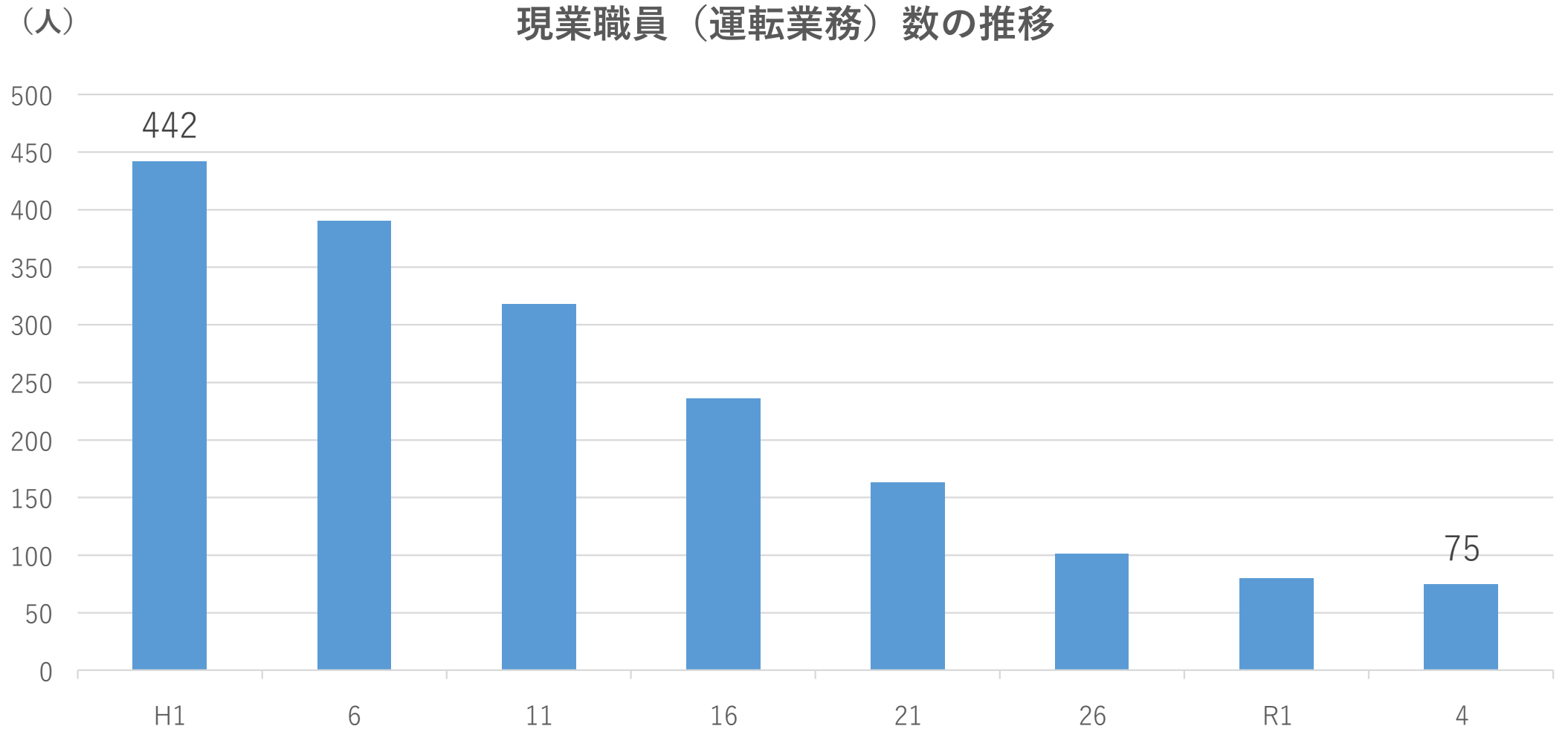


資料2 社会経済情勢の変化を踏まえた 適正規模の行政運営



民間活力の活用 ～現業業務～

- 公用車の運転や道路の維持管理等を行う現業職員は、積極的なアウトソーシング等により減少。
- 従前県が直接実施していた県管理道路の維持管理については、基本的には全てを民間に委託して対応。



出典：県人事課調べ

民間活力の活用 ～建築確認～

- 平成11年5月の建築基準法改正により、それまで地方公共団体の建築主事が行っていた建築確認を民間に開放。
- 平成24年度では、民間の割合が57.7%であったものが、令和3年度には87.0%と大幅に増加。

【平成24年度】

(件)

特定行政庁			指定確認 検査機関 (民間)	合計
うち県	うち市町村 ※			
2,297 (42.3%)	1,305 (24.0%)	992 (18.3%)	3,131 (57.7%)	5,428



【令和3年度】

(件)

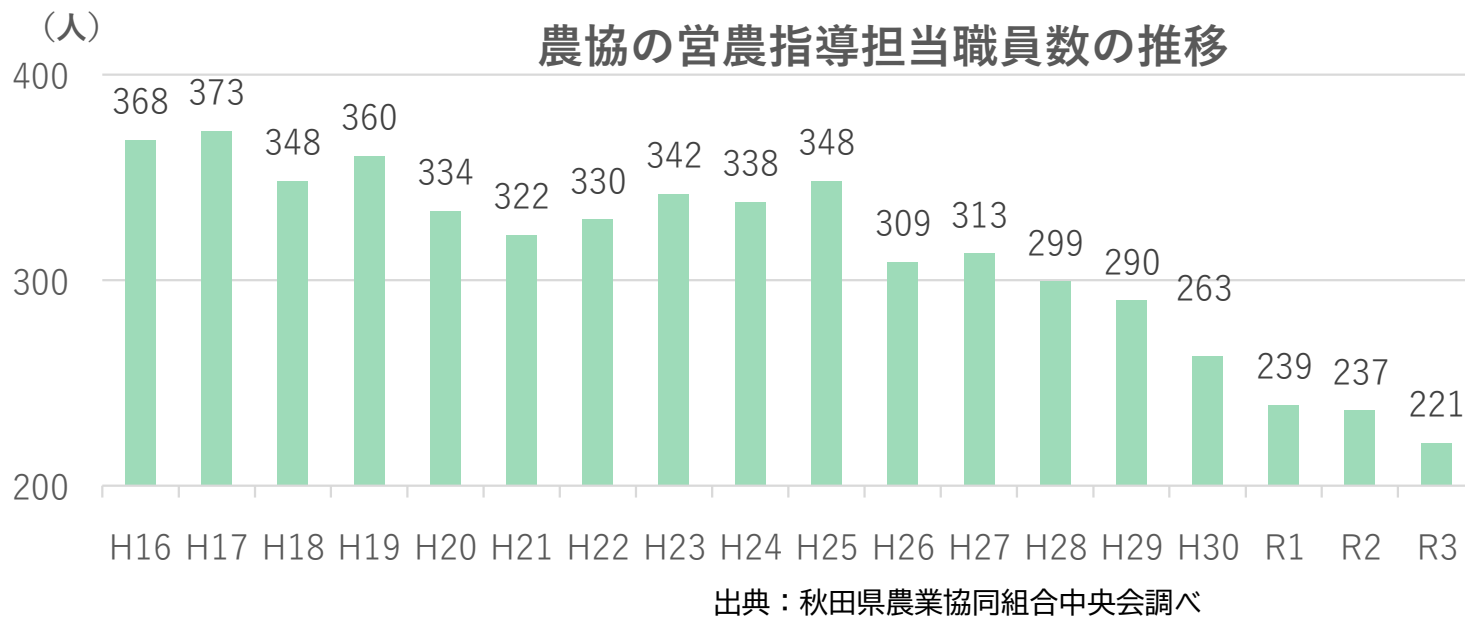
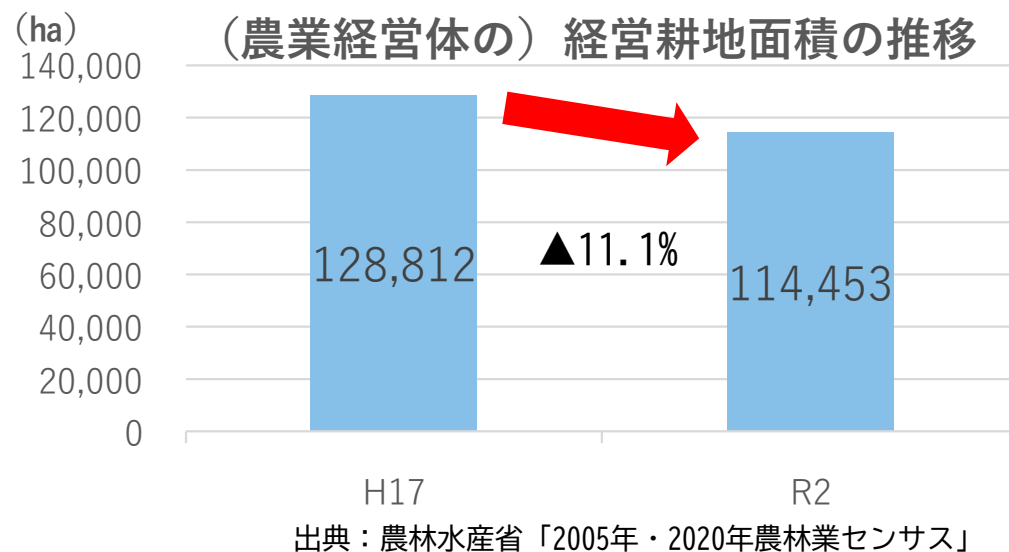
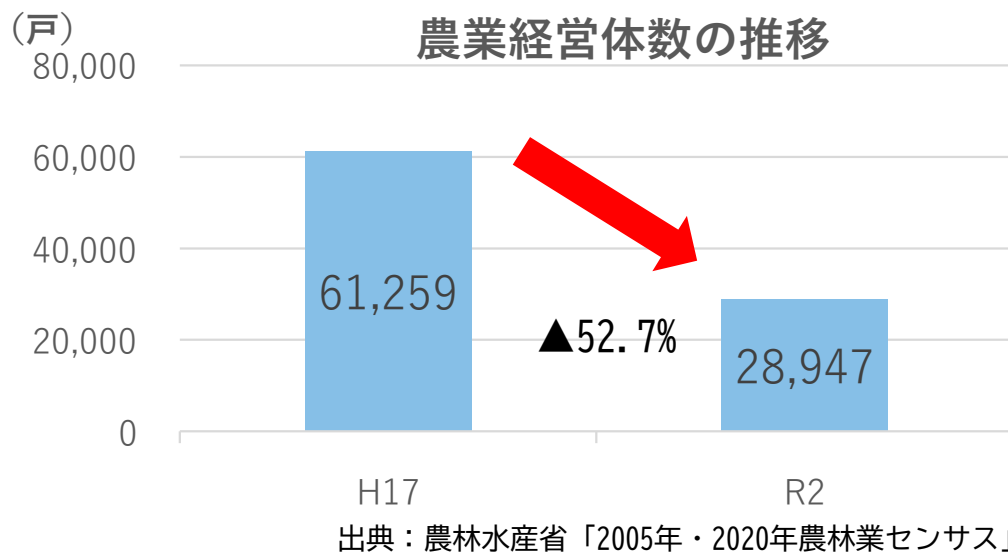
特定行政庁			指定確認 検査機関 (民間)	合計
うち県	うち市町村 ※			
599 (13.0%)	310 (6.7%)	289 (6.3%)	4,004 (87.0%)	4,603

出典：県建築住宅課調べ

※県及び建築主事がいる市町村が特定行政庁となる。(秋田市、横手市、大館市、大仙市の4市、うち大館市及び大仙市は小規模建築物のみ対象)

民間活力の活用 ～営農指導～

- 経営耕地面積の減少割合（H17→R2：▲11.1%）は、農業経営体数の減少割合（▲52.7%）に比べ少ない。
- 農協の営農指導担当職員数は減少しているものの、職員一人当たりが担当する耕地面積は増加しており、ますます重要となっている。



営農指導担当職員一人当たりの経営耕地面積

H17 345.3ha → R2 482.9ha

民間活力の活用 ～指定管理者制度～

- 指定管理者制度は、公の施設について、民間のノウハウを活用しながらより効率的かつ適正な管理を行い、多様化する住民ニーズに対応するために導入。
- 県の公の施設85施設のうち、指定管理者制度導入施設は65施設（令和5年4月1日現在）。

公の施設（衛生看護学院、職業能力開発校、高校を除く）の数	85※1
うち直営施設の数	20※2
うち指定管理者制度導入施設の数	65※3

※1 県営住宅（27施設・指定管理）、マリーナ施設（3施設・指定管理）はそれぞれ1施設としてカウント

※2 直営施設の主なものは公文書館、スポーツ科学センター、試験研究機関、漁港、空港、生涯学習施設（少年自然の家、図書館、博物館、埋蔵文化財センター）など

※3 主な指定管理者は次のとおり

指定管理者（法人・団体名）	施設名
(株)おが地域振興公社	男鹿オートキャンプ場、宮沢海岸オートキャンプ場
(株)男鹿水族館	男鹿水族館
(一財)秋田県総合公社	県立体育館、県立スケート場、総合射撃場、環境保全センター ほか
田沢湖高原リフト(株)	田沢湖スキー場、田沢湖スポーツセンター ほか
(社福)秋田県社会福祉事業団	老人福祉総合エリア（北部・中央地区・南部）、点字図書館
(株)県南環境保全センター	秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区)、米代川流域下水道 ほか
(株)マリーナ秋田	マリーナ施設（秋田・男鹿・本荘）
(一財)秋田県建築住宅センター	萩の台、獅子ヶ森を含む27の県営住宅

出典：秋田県「指定管理者制度の導入状況（令和5年4月1日現在）」

地域住民の参画による環境整備

地域における草刈り等の環境整備は、その整備対象によって財源や手続先が異なっている。地域住民からの申請等により必要経費が交付されている。

環境整備対象	農用地、農道、水路、ため池等	県管理道路・河川
根 拠	多面的機能支払交付金実施要綱	草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領
実施主体	農業者を含む地域住民等	自治会等
財 源	国1/2・県1/4・市町村1/4	県10/10
手続窓口	各市町村	地域振興局 建設部
備 考	地域振興局 農林部 は市町村の窓口	



水路の泥上げ



1級河川赤田川の草刈り

観光施策に係る役割分担

□役割分担の考え方

- ◆市町村は管内の観光資源を活用し、コンテンツとしての磨き上げ・掘り起こしや受入態勢の整備などの観光施策を実施する。
- ◆県は補完性の原理に基づき、市町村の圏域を越えた広域での取組や国内外を対象とした大規模な観光プロモーションなど、市町村単独では困難、あるいは非効率となる業務、観光客の動態や観光行動に対応した全県的・広域的観点からの業務を行う。
- ◆例えば、観光情報の発信や観光プロモーション等については、県と市町村の間で一部重複する部分はあるものの、県全体の観光情報については、県公式観光情報サイト「アキタファン」で一元的に発信しており、市町村は地域に密着した情報を深掘りして発信している。
- ◆観光プロモーションについても、スケールメリットが発揮できるイベント等は県が実施しており、併せて、SNSやWEBを活用したデジタルプロモーション等による効率的な施策展開を図っている。
- ◆県本庁と地域振興局間においても、以下の役割分担の下、事業等の重複を排し、機能的に連携する。

本庁

①県全体としての統一的な視点に立つて行うべき取組

- ・観光戦略の立案と推進（インバウンド対策を含む）
- ・全県域を対象とする観光関連事業者への支援
- ・県外及び国外に対する観光プロモーション・情報発信
- ・観光統計の整備 など

②各地域振興局との連絡調整

- ・地域振興局との定期的な意見交換の実施による事業者や市町村による新たな動き等の把握
- ・本庁が有する観光施策に関する情報やデータの提供 など

地域振興局

①市町村域を越えた課題等の解決に向けた取組

- ・地域の観光資源を活用したコンテンツの磨き上げ
- ・管内の主要観光地への交通アクセスの向上
- ・旅行者の満足度向上につながる受入態勢の整備 など

②管内の観光関連事業者への支援

- ・本庁関係課が実施する補助事業等の情報提供

- ・管内の観光関連事業者による新たな誘客促進の取組等に対するサポート など

③管内及び市町村等のニーズ把握と本庁への情報提供

- ・事業所訪問や意見交換会の開催等による事業者ニーズの把握
- ・管内市町村や他の地域振興局との定期的な意見交換の実施
- ・事業者ニーズや地域での新たな動きに関する本庁への情報提供 など

行政運営・業務のあり方の見直しの状況

○ 個別・具体の行政運営・業務のあり方の見直しについては、公民連携、県・市町村連携、デジタル技術活用、本庁・地方の役割分担の見直し、事務の統廃合等の視点で、関係部局等と連携しながら進めている。

【主な見直し内容】

部局名	内 容	見直しの視点					
		公民連携	県・市町村連携	デジタル技術活用	本庁・地方の役割分担	事務の統廃合	その他
総務部	PPP／PFI事業の導入促進を図るため「あきた公民連携地域プラットフォーム」の設置	○					
建設部	公共事業の入札事務を一元的に行う「秋田県電子入札システム」の県内市町村との共同利用		○	○			
農林部 建設部	建設現場等における遠隔臨場※の導入 ※ウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、現場に行かずとも離れた場所から臨場を行うこと			○			
産業労働部	商工団体に対する各種許認可事務（決算関係書類の受理、定款の変更等）の本庁への集約（R6～）				○		
出納局	月額支給の会計年度任用職員の給与支給事務の総務事務センターへの集約（R6～）				○	○	

建設現場等における遠隔臨場

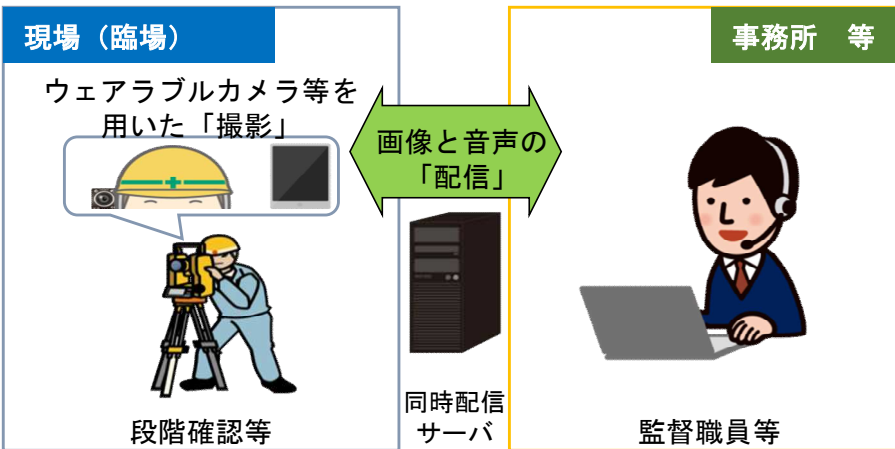
目的

- 受発注者間の打合せ及び現場確認などに遠隔臨場を活用することにより、建設工事の生産性向上を図ることを目的に、令和2年7月から試行

取組の概要

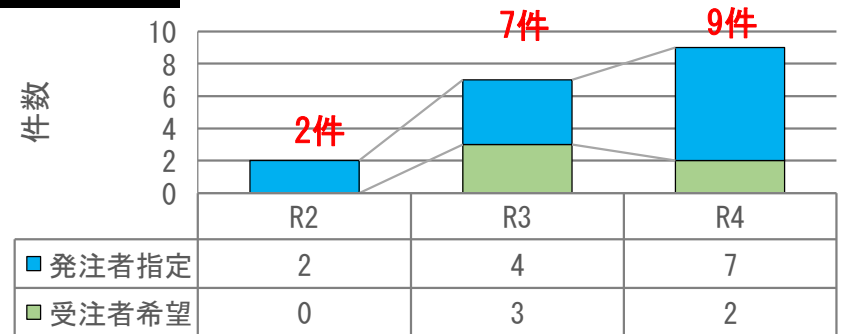
- 段階確認や材料確認、立会で実施（工事及び地質調査業務）

<遠隔臨場のイメージ>



実施状況

実施件数



※実施件数はIoTモデル工事の件数

令和5年度の取組方針

○建設部所管事業において以下に該当する場合は

原則実施

- 予定価格が4千万円以上の一般土木工事
- 当初設計にてボーリング調査を5孔以上実施する地質調査業務

※通信環境等により遠隔臨場の実施が適当でない
と判断した場合は、協議の上適用解除可能

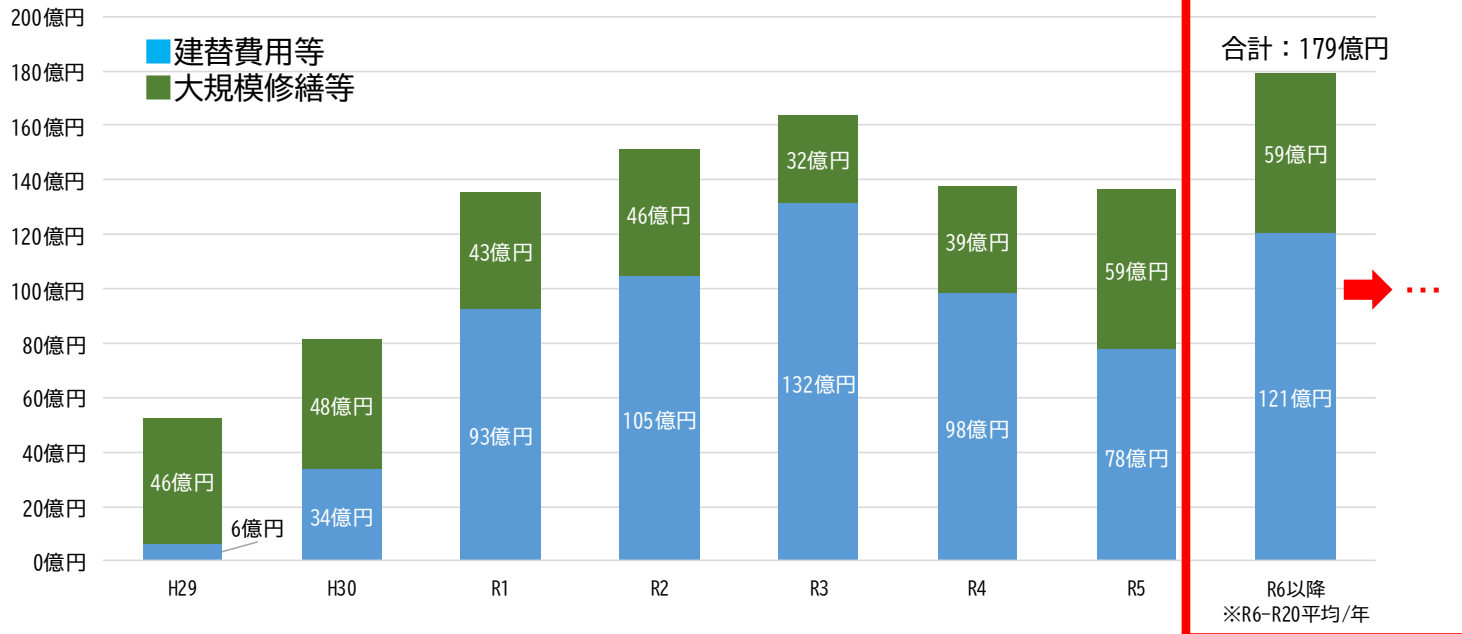
公共施設の現状

○ 現時点で「存続」と判断している公共施設（残使用年数15年以内）について、同規模で建替えを行った場合、約1,700億円の建替費用がかかる試算

○公共施設の建替費用の試算（残使用年数15年以内）

残使用年数	施設数	うち、「あきた公共施設等総合管理計画」において「存続」と判断している施設		
		施設数	建替費用	主な施設（残使用年数）
5年以下	59	12	152億円	○県営追分長沼住宅（4年） ○大館警察署（5年）
6～10年	34	20	491億円	○秋田県種苗センター（7年） ○スケート場（8年）
11～15年	58	53	1,057億円	○千秋学園（11年） ○博物館（11年）
合計	151	85	1,700億円	-

公共施設に係る費用の推移



< R 6 以降の公共施設に係る費用 >

- 建替費用
上記「建替費用（試算額）」と「建替中の施設に係る建替費用」の単年度平均
- 大規模修繕等
直近のR 5 年度の金額で固定

R 6 以降の公共施設に係る費用は、単年度平均で179億円
⇒今後、恒常的に多額の財政負担が生じる見込み

※建替費用は総務省「更新費用等試算ソフト」により試算（財産活用課及び行政経営課調べ）

公共施設の今後のあり方

方向性

- 公共施設の老朽化や、今後、恒常的に多額の財政負担が生じる状況に鑑みれば、「将来の秋田県の規模（人口・職員数・財源）」に見合った施設の総量や歳出規模（維持管理・建替費用等）にすべきではないか

令和5年度の実施

- 公共施設の現状を踏まえて、次の論点に基づき、公共施設のあり方検討を実施
- 国・市町村と連携を図りながら、あり方検討を実施

○公共施設のあり方検討に係る論点

1 「機能面（ソフト）の論点」

(1)機能の必要性（真に県関与が必要か）

- ①民間施設サービスで代替できないか
（具体例）レクリエーション・スポーツ施設
- ②市町村施設サービスで代替できないか
（具体例）県営住宅

(2)規模の妥当性

- ①県内複数箇所で、同種・類似のサービスを提供することは妥当か

2 「施設面（ハード）の論点」

(1)施設の必要性

- ①機能（県関与）は必要だが、専用の県有施設まで必要か
（具体例）児童家庭支援センター「こねくと」
- ②機能（県関与）は不要のため、民間等に県有施設を譲渡できないか
（具体例）レクリエーション・スポーツ施設

(2)建替時期・手法・規模等の妥当性

- ①建替時期は妥当か（先延ばしは可能か）
- ②建替手法は妥当か（他施設との共同設置、複合化は可能か）
- ③建替規模の妥当性（建替後の規模は過度なものになっていないか）

民間施設との代替性（レクリエーション・スポーツ施設の設置状況）

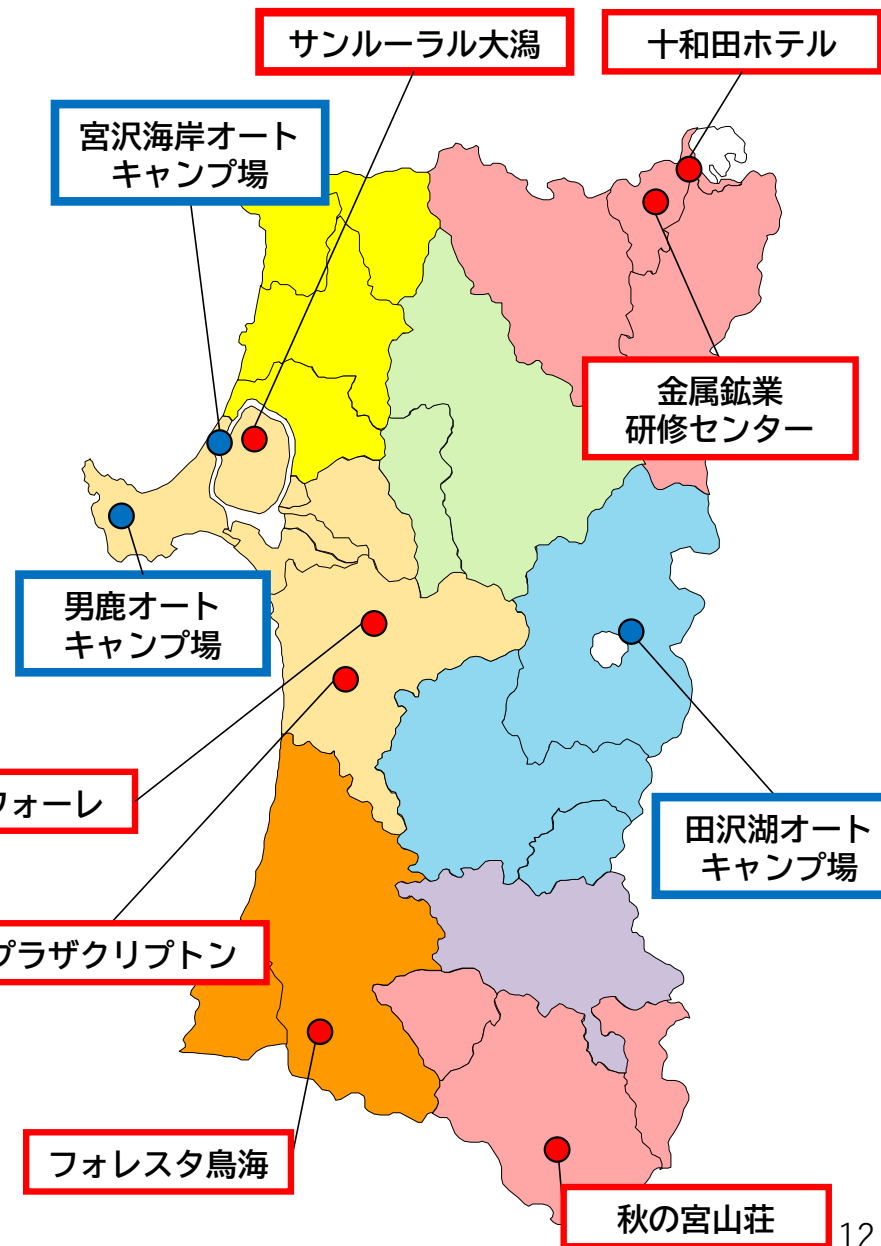
○ 秋田県有のレクリエーション・スポーツ施設の設置数は全国上位

○ 指定管理者制度導入施設におけるレクリエーション・スポーツ施設の設置状況

区分	全体		宿泊保養施設 (ホテル、国民宿舎等)		キャンプ場等	
	都道府県名 (施設数)	施設数	都道府県名 (施設数)	施設数	都道府県名 (施設数)	施設数
秋田県	<u>(2位)</u>	28施設	<u>(1位)</u>	7施設	<u>(3位)</u>	3施設
最上位	神奈川県	35施設	秋田県		石川県	6施設
最下位	熊本県	0施設	北海道など 32都道府県	0施設	北海道など 28都道府県	0施設
全国平均		11.15施設		0.74施設		0.74施設
総施設数		524施設		35施設		35施設

※本県宿泊保養施設（7施設）：
十和田ホテル、サンルーラル大潟、フォレスタ鳥海、秋の宮山荘、ユフォーレ、プラザクリプトン、金属鉱業研修センター

※本県キャンプ場等（3施設）：
男鹿オートキャンプ場、宮沢海岸オートキャンプ場、田沢湖オートキャンプ場



出典：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」

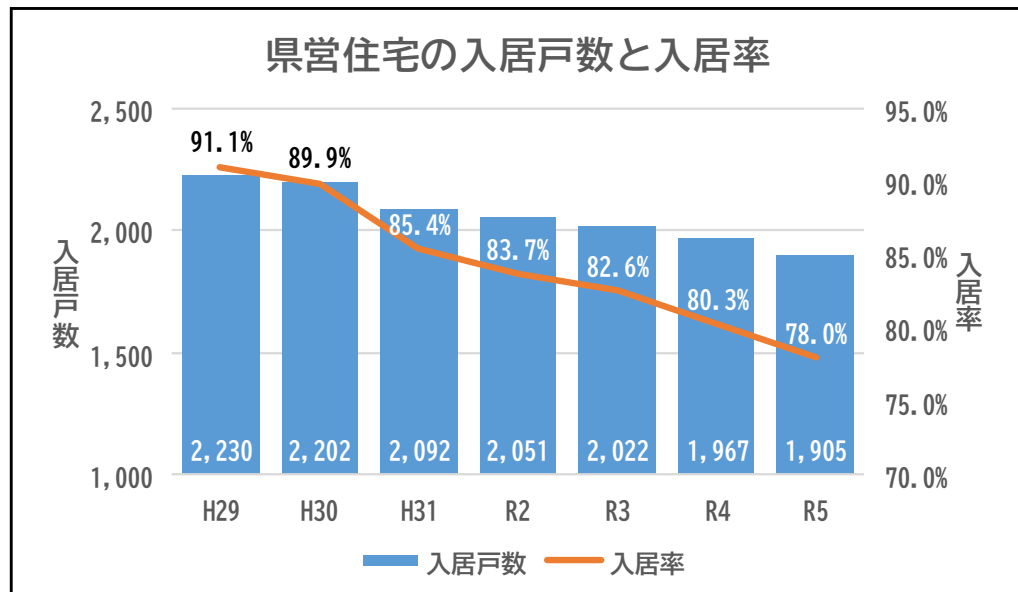
市町村施設との代替性（県営住宅の設置状況）

- 県営住宅の入居率は減少傾向
- 秋田県では、県営及び市町村営住宅で約13,000戸の公営住宅を管理

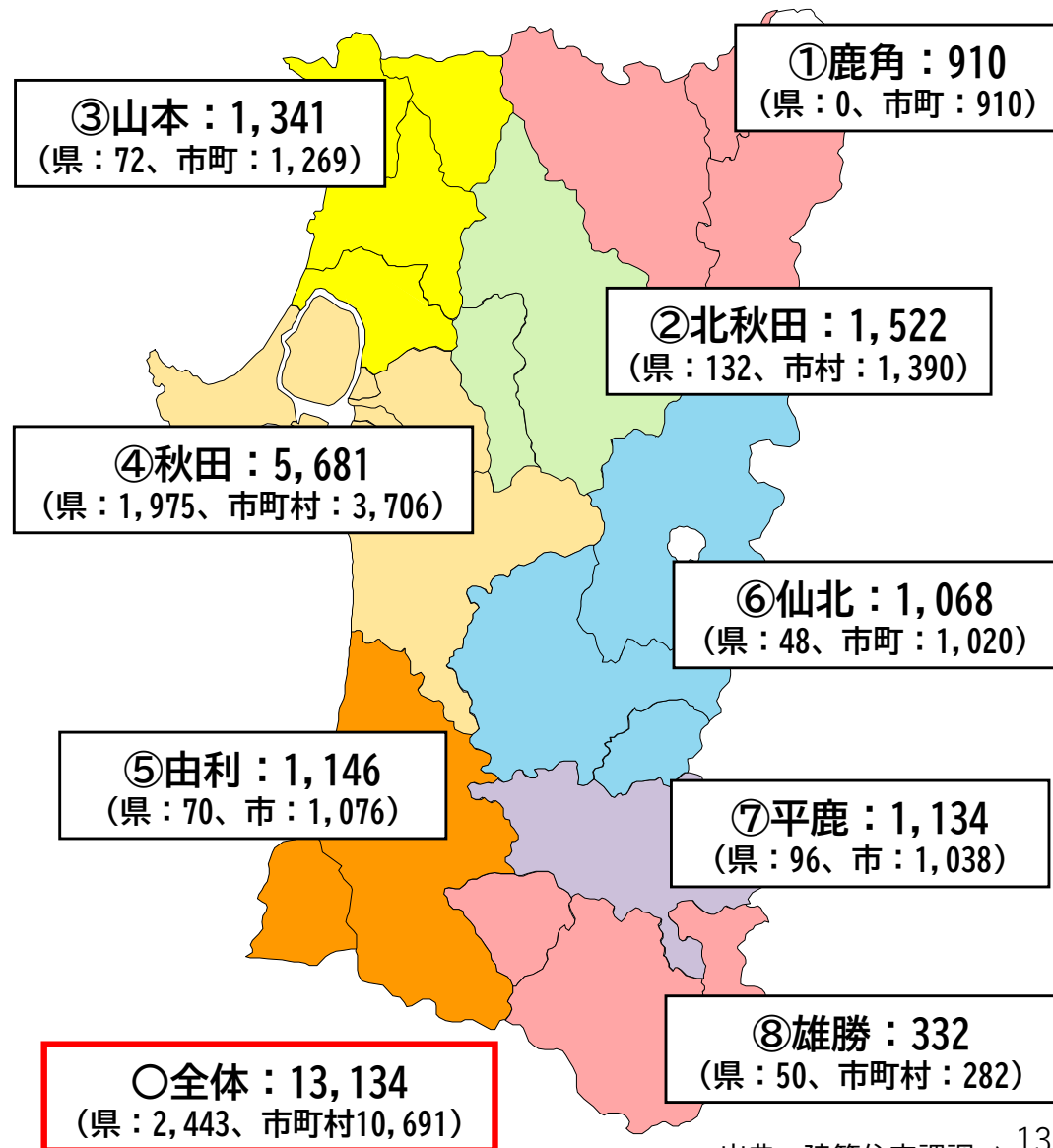
○県営住宅の設置状況

各年度4月1日現在

	管理戸数	入居戸数	入居率
H29	2,449	2,230	91.1%
H30	2,449	2,202	89.9%
H31	2,449	2,092	85.4%
R2	2,449	2,051	83.7%
R3	2,449	2,022	82.6%
R4	2,449	1,967	80.3%
R5	2,443	1,905	78.0%



○各地域ごとの公営住宅の設置状況



鳥取県西部総合事務所 3号館・米子市役所糶町庁舎 竣工

- 県と米子市がPFI手法を導入して共同整備をした県内初の合同庁舎が竣工
- 県・市双方の庁舎施設整備・維持管理費の低減（約9%・1.7億円の削減効果）

□人と環境にやさしい庁舎

- 「とっとりUD認証施設」第1号を最高ランク(★★★)で取得
- 「BELS」(ベルス)の最高ランクである5つ星の獲得及びZEB Ready(ゼブ-レディ)認証取得
- 建築環境総合性能評価システム「CASBEE(キャスビー)」Aランク取得

□災害に強い庁舎

- 耐震機能に優れた建築設計
- 太陽光発電設備によるバックアップ電力の確保
- 非常用発電機の屋上配置による災害時における庁舎機能の維持

□県と市の業務連携で住民サービスの向上

- 窓口のワンストップ化(建築行政相談、道路占用・許認可、県税・市税相談) ※西部県税事務所は米子市役所本庁舎に移転
- 災害対応力の強化(迅速な災害情報の共有による道路陥没、河川氾濫時などにおける初動対応の連携強化)

入居機関

3階	県米子県土整備局	
2階	米子市都市整備部(建設企画課、都市整備課、道路整備課)	
1階	県環境建築局(建築住宅課)	米子市都市整備部 (建築相談課、住宅政策課)
	パスポートセンター 鳥取県住宅供給公社 西部事務所	

建物概要

所在地	米子市糶町1丁目160番地
構造種別	鉄骨造 3階建(一部4階建)
延べ床面積	3,669.77㎡
高さ	17.2m
竣工	2023年8月
運営方式	PFI(Private Finance Initiative) かつBTO及びRO方式
設計・施工・監理	がいなSSJパートナーズ株式会社 県内事業者が代表企業となった初めてのケース



竣工式の概要

▼日時	8月17日(木) 10:00~10:45
▼場所	西部総合事務所 3号館 3階
▼主催	県・米子市

市町村等との連携事例

- 国・都道府県・市町村が連携して、集約・複合化を実施

【山形県】鶴岡第2地方合同庁舎



- 令和4年7月設置
- 鶴岡市内に分散していた国の行政機関（鶴岡税務署、地方検察庁鶴岡支部・鶴岡区検察庁、鶴岡公共職業安定所）を中心市街地に集約するとともに、鶴岡市の防災機材庫を合築
- 合築庁舎用地は、鶴岡市立病院跡地と集約前の国庁舎敷地の一部交換により取得

【高知県】新図書館等複合施設「オーテピア」



- 平成30年7月設置
- 高知県立図書館と高知市立図書館を合築（「オーテピア高知図書館」）
- 図書館機能のほか、高知市の所管・管理・運営施設として、「声と点字の図書館」、「高知みらい科学館」を併設

市町村等との連携事例

- 民間施設や他公共施設等のスペースを活用して、公共施設の機能を維持

徳島中央警察署大道交番【徳島県】

～交番を統合し、統合後の交番は商業ビルにテナントとして入居～

- ✓ 徳島市内の秋田町交番、新町交番を閉鎖し、両交番を統合した「大道交番」を同市内の商業ビル「中筋ビル」の1階に「テナント型交番」として設置
- ✓ 施設の構造体（屋根・外壁等）に係る大規模改修費が不要

○平成29年8月運用開始

【経緯】

- ・当初は公有地での整備を検討していた秋田町交番、新町交番の統合後の交番をテナント方式で整備することとし、平成28年度から民間施設への入居を検討
- ・交番の移転・統合に地元住民の理解が得られ、平成29年度に施設改修費、テナント使用料等を予算計上し、運用開始



【メリット】

- ・新たな幹線道路の供用開始、治安情勢の環境変化等に対応が必要となった場合、将来的に柔軟に移転が可能
- ・新規整備と比較して、短い期間で供用開始可能（土地購入、設計、工事等が不要。施設の一部改修のみ。）
- ・整備地の土地購入費、施設の整備費用等のイニシャルコストが大幅に削減され、ランニングコストとしてテナント使用料を支払っていることから財政負担の平準化
年間維持管理費（家賃・光熱水費・一般修繕） 約800万円

出典：徳島県警察本部

市町村等との連携事例

- 民間施設や他公共施設等のスペースを活用して、公共施設の機能を維持

児童家庭支援センター「こねくと」【秋田県】

～市町村施設の空きスペースに県施設が入居～

- ✓ にかほ市総合福祉交流センター「スマイル」内に秋田県児童家庭支援センター「こねくと」を設置
- ✓ 県は専用の施設を持たずに施設を設置、市は施設の空きスペースを有効活用 → 双方にメリット

○令和4年10月設置

【設置の経緯】

- ・ 県は児童相談所の機能を補完するため、各児童相談所管内に1カ所ずつ児童家庭支援センターを設置する方針
- ・ 中央児童相談所管内については、由利地域振興局管内への設置を想定
- ・ 地元市町村と協議する中で、にかほ市から「施設に空きがあり、にかほ市としても委託したい業務がある」との理由から、開設要望書が提出された（令和2年11月、にかほ市長→知事）



【メリット】

- にかほ市の施設に入居することで、施設の整備費用や修繕費用の負担減
- 児童相談所の機能が健全化（相談への迅速性向上、相談業務の質の向上）

出典：秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課

他県の出先機関再編等の状況（長崎県）

- 再編の考え方 「長崎県地方機関再編の基本方針」の策定（平成20年3月）
 県北・県南の2地区に区分し総合事務所を設置して集約
- 再編の状況 平成21年4月に、県北地区と離島地区は再編を実施
 県南地区は、従前の3地区体制（長崎・県央・島原振興局）を継続
- 見直しの必要性
 - ・限られる経営資源でも行政ニーズの多様化、重要事業の推進、災害等に確実に対応できる体制の整備が必要
 - ・長崎・県央・島原の各振興局庁舎は老朽化が進み、早期建て替えが必要 等

○振興局の見直し

長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画を策定（令和3年10月）

長崎・県央・島原の各振興局を集約し、「県南振興局」を設置

○スケジュール

実施計画を基に、令和3年度以降、
 庁舎の建設に着手
 庁舎完成・集約は令和8年度頃

<参考>再編前後の所管区域面積の状況

再編前		
地方機関	基本的な所管区域	面積(km ²)
(本庁直轄)	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町	1,165.55
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	467.39
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町	1,017.02

当面の再編			最終の再編	
地方機関	基本的な所管区域	面積(km ²)	地方機関	面積(km ²)
長崎振興局	長崎市、長与町、時津町	455.53	県南地域事務所	1,391.35
県央振興局	諫早市、大村市	468.43		
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	467.39		
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町	1,258.61	県北振興局	1,258.61